

香芝市公告

建設工事の請負について、次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により次のとおり公告します。

令和3年7月15日

香芝市長 福岡憲宏

1. 入札に付する事項

- | | |
|----------------|---|
| (1) 工 事 名 | 緊急維持工事(照明) 農土-002号 |
| (2) 工 事 場 所 | 香芝市内全域 |
| (3) 工 事 概 要 | 管球取替 水銀ランプ300W以下、700W以下の2種類
安定器取替 水銀灯300W(1灯用)以下、
700W(1灯用)以下、300W(2灯用)以下、
700W(2灯用)以下の4種類
自動点滅器 上部リード線式、下部リード線式、
上部プラグイン式、下部プラグイン式の4種類
高所作業車 1日賃料
普通作業員 昼間・夜間の2種類
交通管理工 交通誘導警備員B 昼間・夜間の2種類 |
| (4) 工 事 期 間 | 令和3年8月12日(予定) ~ 令和4年3月31日 |
| (5) 設 計 金 額 | 金 462,000 円(消費税及び地方消費税を含む) |
| (6) 最低制限価格 | 設定なし |
| (7) 入 札 保 証 金 | 免除 |
| (8) 契 約 保 証 金 | 香芝市契約規則第19条の規定による |
| (9) 入 札 方 法 | 郵便入札 |
| (10) 議 会 の 議 決 | 不要 |

2. 競争入札に参加するものに必要な資格

建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建設業の許可を受けている者で、香芝市建設工事等競争入札参加資格を有する単体の建設業者であって、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。なお、要件を満たさないものがした入札は無効となります。

1 建設業の許可	業種	電気工事
2 香芝市建設工事等競争入札参加資格	登録業種	電気工事
	格付区分	-
3 経営事項審査等	上記2. 1に定める建設業の許可業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(有効期限内に直近のもの。以下「経営事項審査」という。)を受けている者であること。	
4 事業所の所在地に関する条件	香芝市内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有するものであること。	
5 設計業務の受託者との関連に関する条件	次に掲げるこの入札に関する設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。 特になし。	
6 配置技術者に関する条件	次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中に1名配置できること。 ①入札説明書1.(7)の配置予定技術者の資格要件を満たす者 ②公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者 ③建設業法26条の規定に基づく要件を満たすもの 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。	
7 その他	入札説明書に記載されている条件を満たしていること。	

3. 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
入札説明書等の交付 (香芝市ホームページからダウンロードしてください。)	令和3年7月15日(木) ～ 令和3年8月4日(水)	ホームページアドレス http://www.city.kashiba.lg.jp/
設計図書等に関する 質問の提出	令和3年7月26日(月) 午後5時まで 電子メールに限る	提出先 香芝市 都市創造部農政土木管理課 宛 E-mail : ndkanri@city.kashiba.lg.jp
質問に対する回答	令和3年7月27日(火) 午後5時までに 市ホームページにて回答	ホームページアドレス http://www.city.kashiba.lg.jp/

入札書到着期限	令和3年8月2日(月) (※郵便による入札の方法: 入札説明書3.(1)による)	〒639-0299 日本郵便(株) 香芝郵便局留 香芝市役所管財課 行
開札	令和3年8月3日(火) 午後 1時40分	香芝市本町1397番地 香芝市役所会議室棟第1会議室
競争入札参加資格確認 申請書等の提出 (4. に該当する者のみ)	令和3年8月4日(水) 午後4時まで (持参に限る)	香芝市本町1397番地 香芝市管財課

4. 競争入札参加資格の確認

開札後落札候補者となった者は、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

5. その他

(1) 問い合わせ先等

〒639-0292 香芝市本町1397番地

香芝市総務部管財課

電話 0745-44-3338

(2) 詳細は、入札説明書によります。